

こ 放 第 127 号
令和 2 年 4 月 20 日

放課後児童健全育成事業所 運営法人及び運営主体各位

横浜市こども青少年局
放課後児童育成課長

児童等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について（通知）
＜新型コロナウイルス感染症関連通知 その18＞

日頃から、本市の放課後施策にご協力いただき、誠にありがとうございます。

各放課後児童健全育成事業所におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に細心の注意を払いながら、児童の受入れをしていただき、大変感謝申し上げます。

現在、新型コロナウイルスの感染者数が増加している中、事業所にける発生が懸念されており、利用者や事業所の職員の方々からもご心配の声をいただいています。

児童や職員に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応については、すでに令和 2 年 2 月 27 日付こ放第 1172 号「児童等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について（通知）〈新型コロナウイルス感染症関連通知その4〉」にて通知しているところですが、社会全体として患者数が増加している状況を踏まえ、改めて対応方法を整理しましたので、お知らせいたします。

1 区こども家庭支援課への連絡

児童及び事業所職員に新型コロナウイルス感染症が発生した場合及び次に該当する状況を事業所として把握した場合は、早急に区こども家庭支援課にご報告ください。

(1) 職員の場合

(ア) 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続いている場合又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）等、感染を疑う症状が見られ、「感染症帰国者・接触者相談センター」に連絡をする段階

(イ) 職員が濃厚接触者に特定された場合

※(ア)に至る前の発熱等の症状がある場合にも、区こども家庭支援課にご相談ください。

(2) 利用児童の場合

(ア) PCR検査が必要であると診断された段階

(イ) 利用児童が濃厚接触者に特定された場合

2 連絡先について

(1) 平日の日中の時間帯（8 時 30 分～17 時 15 分）

各区こども家庭支援課

(2) 平日夜間（17 時 15 分以降）と土曜・日曜・祝日

横浜市こども青少年局放課後児童育成課

3 児童や事業所職員に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の取扱い

(1) 利用児童・職員で感染が確認された場合

感染が確認された場合、事業所を閉所します。

事業所を閉所する際は、その旨を保護者及び児童が在籍している学校に連絡します。その後、閉所期間やその後の詳細な対応について、事業所と区こども家庭支援課で調整し、保護者に周知します。

《裏面有り》

(2) 利用児童・職員が感染者の濃厚接触者に特定された場合

当該児童の利用または職員の勤務は、停止となります。

(3) 利用児童・職員で感染が疑われる者が発生した場合

対象者の診断が確定するまでは、単に感染が疑われることを理由に閉所せず、事業所は開所してください。

PCR検査受診者は、診断が確定するまで、当該児童の利用または職員の勤務は、停止となります。また、検査の実施の有無にかかわらず、体調がすぐれない職員・利用者が出勤・利用しないよう、周知徹底してください。

※上記(2)・(3)の場合は、区こども家庭支援課が関係する学校に連絡します。

4 保護者への周知

(1) 利用児童や職員が、新型コロナウイルスの感染者となった場合

保護者に周知をすることになりますが、周知文の文言については、区こども家庭支援課と調整をしてください。

(2) 利用児童や職員が、濃厚接触者に特定された場合又はPCR検査を受診中の場合

各事業所が、保護者全員にお知らせをしたいとお考えの場合は、①新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないようにする等、人権に十分配慮することや、②該当者の同意を得ること等を行ったうえで、文言についても区こども家庭支援課と事業所で調整をしてください。

<添付資料>

- ・別紙1：保育所等における感染症拡大防止のための留意点について（令和2年2月25日 厚生労働省 事務連絡）
- ・別紙2：保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和2年2月25日 厚生労働省 事務連絡）

横浜市こども青少年局放課後児童育成課

担当：大岩、唐澤、浅野目、芳村（放課後キッズクラブ）

TEL：671-4068

担当：田邊、土橋（放課後児童クラブ、放課後児童健全育成事業）

TEL：671-4446